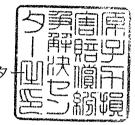


3 0 原解セ第 929 号 平成3 0 年4月5日

申立人ら代理人 弁護士 濱 野 泰 嘉 様

原子力損害賠償紛争解決センタ



和解仲介手続の終了について

下記1の和解仲介手続申立事件につきましては、仲介委員において慎重に検討した 結果、下記2の理由により、和解仲介手続を打ち切ることになりましたので、通知し ます。

- 事件の表示
 事件番号 平成25年(東)第1479号
 申 立 人 ほか11249名
 被申立人 東京電力ホールディングス株式会社 (旧商号 東京電力株式会社)
- 2 和解仲介手続を打ち切る理由 仲介委員より和解案を提案しましたが、平成29年2月14日付けで和解契約 書が締結された和解仲介手続申立書添付申立人目録の番号7728の申立て以外 については、被申立人より当該和解案について受諾できない旨の連絡があったこ となどから、これ以上和解仲介手続を継続することは困難であると判断しました ので、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令第11条第1項及び原子 力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第34条第1項第4号に基づき、 和解仲介手続を打ち切ります。



3 0 原解セ第 930 号 平成3 0 年4月5日

申立人ら代理人 弁護士 濱 野 泰 嘉 様

原子力損害賠償紛争解決センタ



和解仲介手続の終了について

下記1の和解仲介手続申立事件につきましては、仲介委員において慎重に検討した 結果、下記2の理由により、和解仲介手続を打ち切ることになりましたので、通知し ます。

- 事件の表示事件番号 平成25年(東)第1908号申立人 ほか2808名被申立人 東京電力ホールディングス株式会社 (旧商号 東京電力株式会社)
 - 和解仲介手続を打ち切る理由 仲介委員より和解案を提案しましたが、被申立人より当該和解案について受諾 できない旨の連絡があったことなどから、これ以上和解仲介手続を継続すること は困難であると判断しましたので、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する 政令第11条第1項及び原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第3 4条第1項第4号に基づき、和解仲介手続を打ち切ります。



2

3 0 原解セ第 931 号 平成3 0 年4月5日

申立人ら代理人 弁護士 濱 野 泰 嘉 様

原子力損害賠償紛争解決センタ



和解仲介手続の終了について

下記1の和解仲介手続申立事件につきましては、仲介委員において慎重に検討した結果、下記2の理由により、和解仲介手続を打ち切ることになりましたので、通知します。

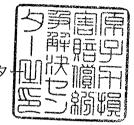
- 事件の表示事件番号 平成25年(東)第2207号申立人 ほか733名被申立人 東京電力ホールディングス株式会社 (旧商号 東京電力株式会社)
 - 和解仲介手続を打ち切る理由 仲介委員より和解案を提案しましたが、被申立人より当該和解案について受諾 できない旨の連絡があったことなどから、これ以上和解仲介手続を継続すること は困難であると判断しましたので、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する 政令第11条第1項及び原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第3 4条第1項第4号に基づき、和解仲介手続を打ち切ります。



3 0 原解セ第 932 号 平成3 0 年4月5日

申立人ら代理人 弁護士 濱 野 泰 嘉 様

原子力損害賠償紛争解決センタ



和解仲介手続の終了について

下記1の和解仲介手続申立事件につきましては、仲介委員において慎重に検討した結果、下記2の理由により、和解仲介手続を打ち切ることになりましたので、通知します。

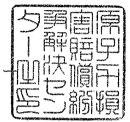
- 事件の表示
 事件番号 平成25年(東)第3154号
 申立人 ほか519名
 被申立人 東京電力ホールディングス株式会社 (旧商号 東京電力株式会社)
 - 和解仲介手続を打ち切る理由 仲介委員より和解案を提案しましたが、被申立人より当該和解案について受諾 できない旨の連絡があったことなどから、これ以上和解仲介手続を継続すること は困難であると判断しましたので、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する 政令第11条第1項及び原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第3 4条第1項第4号に基づき、和解仲介手続を打ち切ります。



3 0 原解七第 933 号 平成3 0 年4月5日

申立人ら代理人 弁護士 濱 野 泰 嘉 様

原子力損害賠償紛争解決センタ



和解仲介手続の終了について

下記1の和解仲介手続申立事件につきましては、仲介委員において慎重に検討した 結果、下記2の理由により、和解仲介手続を打ち切ることになりましたので、通知し ます。

- 事件の表示事件番号 平成26年(東)第1532号申立人 ほか232名被申立人 東京電力ホールディングス株式会社 (旧商号 東京電力株式会社)
 - 和解仲介手続を打ち切る理由 仲介委員より和解案を提案しましたが、被申立人より当該和解案について受諾 できない旨の連絡があったことなどから、これ以上和解仲介手続を継続すること は困難であると判断しましたので、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する 政令第11条第1項及び原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第3 4条第1項第4号に基づき、和解仲介手続を打ち切ります。



3 0 原解七第 934 号 平成3 0 年 4 月 5 日

申立人ら代理人 弁護士 濱 野 泰 嘉 様

原子力損害賠償紛争解決センタ



和解仲介手続の終了について

下記1の和解仲介手続申立事件につきましては、仲介委員において慎重に検討した結果、下記2の理由により、和解仲介手続を打ち切ることになりましたので、通知します。

- 事件の表示事件番号 平成26年(東)第1983号申 立 人 ほか244名被申立人 東京電力ホールディングス株式会社 (旧商号 東京電力株式会社)
 - 和解仲介手続を打ち切る理由 仲介委員より和解案を提案しましたが、被申立人より当該和解案について受諾 できない旨の連絡があったことなどから、これ以上和解仲介手続を継続すること は困難であると判断しましたので、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する 政令第11条第1項及び原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第3 4条第1項第4号に基づき、和解仲介手続を打ち切ります。